

## 北播磨総合医療センター企業団情報公開条例施行規程

〔平成 22 年 3 月 4 日〕  
〔企業管理規程第 14 号〕

改正 平成 25 年 10 月 1 日 企業管理規程第 30 号  
平成 28 年 2 月 19 日 企業管理規程第 1 号

## 北播磨総合医療センター企業団情報公開条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団情報公開条例（平成 22 年北播磨総合医療センター企業団条例第 13 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求書の記載事項等)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する請求は、公文書公開請求書（様式第 1 号）により行う。

2 条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 5 条に規定する公文書の公開を請求できるものの区分
- (2) 条例第 5 条第 2 号に掲げるものにあつては、市内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地
- (3) 条例第 5 条第 3 号に掲げるものにあつては、勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
- (4) 条例第 5 条第 4 号に掲げるものにあつては、在学する学校の名称及び所在地
- (5) 条例第 5 条第 5 号に掲げるものにあつては、その利害関係の内容
- (6) 公文書の公開区分

(公文書公開決定通知書等)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式により行う。

- (1) 公文書の公開を行う旨の決定を行った場合 公文書公開決定通知書（様式第 2 号）
- (2) 公文書の一部の公開を行う旨の決定を行った場合 公文書部分公開決定通知書（様式第 3 号）

(3) 公文書の公開を行わない旨の決定を行った場合 公文書非公開決定通知書（様式第4号）

2 条例第7条第2項の規定による通知は、公文書公開決定期間延長通知書（様式第5号）により行う。

（公開の実施等）

第4条 条例第7条第1項の規定により、公文書の公開を行う旨の決定又は公文書の一部の公開を行う旨の決定の通知を受けたものは、企業長が指定する日時及び場所において当該決定に係る公文書が文書、図画又は写真に記録されているときは、閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは、次項又は第3項の方法により公開を受けなければならない。

2 条例第11条第2項に規定する企業管理規程で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 当該電磁的記録がビデオテープ若しくはビデオディスク又は録音テープ若しくは録音ディスクに記録されている場合 視聴又は複製物の交付の方法

(2) 当該電磁的記録が前号に掲げる記録媒体以外の記録媒体に記録されている場合 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

3 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又はフロッピーディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の記録媒体に複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により公開を行うことができる。

4 第1項の規定により、公文書を閲覧又は視聴するものは、当該公文書を丁寧に取り扱い、汚損、又は破損してはならない。

5 企業長は、第1項の規定により公文書を閲覧又は視聴するものが公文書を汚損し、又は破損すると認められるときは、公文書の閲覧又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

6 第1項の規定により公文書の写し又は複製物を交付する場合の部数は、請求のあった公文書1件につき1部とする。

（写しの作成等に要する費用）

第5条 条例第12条第2項に規定する写しの作成に要する費用は、別表に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づいて算出した額の合計額を加えた額とする。

2 前項の費用は、あらかじめ納付しなければならない。

3 企業長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の費用を減額し、又

は免除することができる。

(視力障害者等に対する特例)

第6条 公文書の公開に際し、請求者が視力障害者等の場合、朗読等の代替措置をもって閲覧に代えることができる。

(運用状況の公表)

第7条 条例第18条の規定による条例の運用状況の公表は、北播磨総合医療センター企業団公告式条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第3号）の規定の例によるほか、企業長が適当と認める方法により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、平成22年3月4日から施行する。

附 則（平成25年10月1日企業管理規程第30号）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成28年2月19日企業管理規程第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

公文書の種別	交付する写し 又は複製物	金額
1 文書、図面及び 写真	複写機により複写したもの (日本工業規格A列3番の 大きさまでのものに限る。)	1枚につき10円(多色 刷りにあつては、50 円)
2 電磁的記録	(1) ビデオカセットテープ に複製したもの	1巻につき200円
	(2) 録音カセットテープに 複製したもの	1巻につき150円
	(3) フロッピーディスクに 複製したもの	1枚につき30円
	(4) コンパクトディスクに 複製したもの	1枚につき2,500円
	(5) 画像データをフィルム に複製したもの	1枚につき半切判81 0円、B4判530円
3 1及び2以外の の公文書	公文書の性質に応じ作成し た写し又は複製物	当該写し又は複製物の 作成に要する費用に相 当する額

備考 写し又は複製物を交付する場合において、請求者が当該写しの送付を希望するときは、送付に要する費用は請求者が負担するものとする。